

まずは
お電話にて
お問い合わせ
ください

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急特例貸付について

岐阜県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しており、神戸町在住の方は、神戸町社会福祉協議会で受付を行っております。

《受付期間：令和2年7月末日まで(予定)》

休業等された方向け（緊急小口資金）

【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯。

【貸付上限額】 **20万円以内**
従来の10万円以内とする取扱を拡大し、要件に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

【その他】 ・措置期間：**1年以内** ・償還期間：**2年以内**
・無利子、保証人不要

【お申し込みに必要なもの】

- 世帯全員分・本籍地記載の住民票（発行日から3ヶ月以内、マイナンバー・住民コード以外すべて記載）
- 借入申込書の身分を証明するもの（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
- 在留カード（外国籍の方の場合）
- 収入の減少が確認できる書類（給与明細・通帳・勤務シフト表等）
- 預金通帳（直近まで記帳済のもの）
- 口座振替依頼書 ※指定様式（金融機関の登録印を押す）
- 実印（印鑑証明は不要）

※申請書やその他必要な書類は、本会の窓口でご記入いただきます。

失業等された方向け（総合支援資金） ※総合支援資金のうち、生活支援費

【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により、生活が困難となっている世帯。

【貸付上限額】 ・**(2人以上) 月20万円以内** ・**(単身) 月15万円以内**
・貸付期間：**原則3ヶ月以内**

【その他】 ・措置期間：**1年以内** ・償還期間：**10年以内**
・無利子、保証人不要

【お申し込みに必要なもの】

緊急小口資金貸付とは必要書類が異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会

■ 住所：岐阜県安八郡神戸町大字八条258番地の2

■ 電話：0584-28-0223 ■ 受付時間：月～金 8：30～17：15